

## 第60号議案

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

条例の適用を受ける者に病院事業管理者を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を「，教育長及び病院事業管理者」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるものを採用するときは，前項第5号の規定は適用しないものとする。

第7条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第13条中「禁錮」を「禁錮」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市長等倫理審査会の項担任事務の欄中「及び教育長」を「，教育長及び病院事業管理者」に改める。

## 参 照

### 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

条例の適用を受ける者に病院事業管理者を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 条例の適用を受ける者に病院事業管理者を加える。(第1条関係)
- (2) 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるものを採用するときは、市職員の採用に関し推薦又は紹介をしないこととする倫理規準は適用しない。(第3条関係)
- (3) その他関係条文の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正  
芦屋市長等倫理審査会の担当事務に病院事業管理者の倫理に関する重要事項の調査審議を加える。